

令和元年第3回定例会（12月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和元年12月2日

産業労働部

【補正予算関連】

産業集積課	本社機能等移転促進事業について……………	1
資源エネルギー産業課	廃止石油坑井封鎖事業費補助金について……………	2
公営企業課	令和元年度秋田県公営企業会計 の補正予算について……………	3

【議案関連】

公営企業課	公の施設の指定管理者の指定について……………	4
-------	------------------------	---

本社機能等移転促進事業について

産 業 集 積 課

1 目 的

県外にある本社機能等を県内に移転する企業に対し、経費の一部を助成する「本社機能等移転促進事業」について、予算を増額補正する。

2 概 要

(1) 予 算 額 ⊖ 21,991 千円

(現計 8,809 千円 → 補正後 30,800 千円)

(2) 対象件数 1 件

補助内訳

企 業 名	事 業 所在地	補助事業 指定年月日	現 計 予算額 (千円)	補 正 予算額 (千円)	合 計 予算額 (千円)	備 考
セルスペクト(株) (医療機械器具の研究開発)	秋 田 市	H30.8.31	8,809	▲8,809	0	次 年 度 交付予定
羽田電線(株) (医療機器用等極細線製造)	由 利 本 荘 市	R1.6.13	—	30,800	30,800	
合 計			8,809	21,991	30,800	

《 参 考 》

○本社機能等移転促進補助金制度

- ・対 象 企 業 県内に本社機能等を移転し本店登記するもの
 (ただし、登記については案件に応じて協議)
- ・対 象 要 件 本社機能等移転に伴う増加常用雇用者数2人以上
- ・対 象 経 費 移転に要する事務経費、建物及び付属設備、一般設備、
 生産設備、従業員の転居等に要する費用、新規常用雇用
 者の初年度人件費(役員は除く)
- ・補 助 率 40%以内
- ・限 度 額 4千万円

資源エネルギー産業課

令和元年度 秋田県公営企業会計の補正予算について

公 営 企 業 課

人件費について、給与改定及び実績見込みにより、電気事業会計で29,895千円減額し、工業用水道事業会計で327千円減額する。

1 電気事業会計

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補 正 予 定 額	備 考
1 事 業 費			△ 29,895	
	1 営 業 費 用		△ 29,895	
		1 水 力 発 電 費	△ 20,560	人件費の補正 給 料 △ 11,365 手 当 △ 5,004 法定福利費 △ 4,191
		2 送 電 費	1,348	人件費の補正 給 料 483 手 当 702 法定福利費 163
		3 一 般 管 理 費	△ 6,031	人件費の補正 給 料 △ 3,634 手 当 △ 648 法定福利費 △ 1,749
		4 FIT 発 電 所 費	△ 4,652	人件費の補正 給 料 △ 1,381 手 当 △ 2,383 法定福利費 △ 888

収 支 差

(単位：千円)

補 正 前	補正予定額	補 正 後
907,964	29,895	937,859

2 工業用水道事業会計

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補 正 予 定 額	備 考
1 事 業 費			△ 327	
	1 営 業 費 用		△ 327	
		1 維 持 管 理 費	1,302	人件費の補正 給 料 438 手 当 763 法定福利費 101
		2 一 般 管 理 費	△ 1,629	人件費の補正 給 料 △ 768 手 当 △ 633 法定福利費 △ 228

収 支 差

(単位：千円)

補 正 前	補正予定額	補 正 後
50,242	327	50,569

公の施設の指定管理者の指定について

公 営 企 業 課

1 公募内容

- 対象施設 : 秋田工業用水道
- 指定期間 : 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2 申請団体（1者）

- 羽後ウォーター
※羽後設備㈱と水 i n g AM㈱東北支店との共同企業体（出資割合70：30）

3 選定委員会の開催

- 令和元年11月1日（金）
- 選定委員（県職員委員2名、外部委員3名：計5名）

	所 属 ・ 職 名 等	氏 名
委員長	産業労働部 新エネルギー政策統括監	石川 浩司
委員	産業労働部課長待遇(兼)秋田発電・工業用水道事務所長	佐藤 繁
委員	秋田県立大学システム科学技術学部 准教授	金澤 伸浩
委員	税理士法人秋央サムライネットオフィス 税理士	菅原 徹
委員	秋田市上下水道局 理事	金森 久幸

4 選定結果

- 候補者選定団体 : 羽後ウォーター
- 評点表 : 羽後ウォーター

受水者の 平等利用の 確保※	施設の設置 目的の効果 的達成 (配点20点)	効率的な 管理 (配点20点)	適正かつ確 実な管理を 行う能力 (配点30点)	施設の設置 目的、性質 に応じて定 める基準 (配点30点)	合 計 (満点100点)
○	16.4	16.0	26.0	24.0	82.4

※確保されなければ失格

- 総合評価
 - ・ 合計評点は82.4点であり、選定の目安である60点を大きく上回っている。
 - ・ 個々の選定基準においても、すべて8割以上の評点を獲得している。

5 今後の予定

- 令和元年12月議会 指定管理者の指定を提案
- 令和2年 2月議会 予算案（令和2年度管理運営費）の提案